

商 法 (100 点)

*会社法については、解答は、現行法（いわゆる平成 26 年改正法による改正前の会社法）に基づいて行うこと。なお、貸与される六法では、改正のあった条文については、現行法の条文が枠囲みで示されている。

第 1 問

P 株式会社（以下「P 社」という）は上場会社であり、種類株式発行会社ではない。P 社は、公募の方法により新株発行（以下「本件発行」という）を行うことを、取締役会決議により決定した。差止めの申立てはされず、本件発行は予定どおり実行されたが、本件発行は、株主総会決議を経ずに特に有利な払込金額で行われたものであった。

以上の事実関係の下で、次の問いに答えなさい。なお、問 1 と問 2 は、それぞれ独立の問題として考えること。

問 1 P 社の既存の株主 X は、本件発行の効力を争うことができるか。募集事項の公示（公告・通知またはこれに代替しうる金融商品取引法上の開示）がなされたかどうかで違いが生じるかについても触れながら、論じなさい。

問 2 P 社の既存の株主 X は、P 社取締役の P 社に対する損害賠償責任を追及することができるか。また、X は、その有する株式の価値の減少について、P 社取締役の X に対する損害賠償責任を追及することができるか。

第 2 問

A は商品代金の支払のために売主 B に対して約束手形（以下「本件手形」という）を振り出した。B は、本件手形を B の営業所内に保管していたが、深夜、B の営業所に C が忍び込み本件手形を盗取した。C は、本件手形の第一裏書欄に B の署名を巧妙に偽造し、B から C への裏書があったような外観を作出した。一方、B は、翌日、本件手形が盗取されていることに気づき、裁判所に公示催告を申し立てた。

以上の事実関係の下で、次の問いに答えなさい。なお、問 1 と問 2 は、それぞれ独立の問題として考えること。

問 1 C は、満期において、本件手形を呈示して A に手形金の支払を求めた。A は、本件手形について公示催告手続が行われていることは知らなかったものの、C の素性或挙動等から C が本件手形の権利者ではないとの強い疑いを持っていたが、C に対して手形金を支払った。A から C への手形金支払の後に本件手形について除権決定を受けた B は、A に対して手形金の支払を求めた。A は支払わなければならないか。

問 2 C は、満期前でかつ B が除権決定を受ける前に、本件手形を D に裏書譲渡した。D は、本件手形について公示催告手続が行われていることを知らず、C が本件手形の権利者であると信じて、本件手形を譲り受けた。D は本件手形について支払呈示期間内に適法に支払の呈示をしたところ、支払を拒絶された。この場合、D は、C または B に対して遡求することができるか。なお、本件手形のすべての裏書欄には「拒絶証書不要」の文言が記載されており、D が C または B に対して請求する時点で B は本件手形について除権決定を受けていないものとする。